

第二次土岐市人権施策推進指針について

第二次指針のポイント（第一次指針との変更点）

（1）人権分野の整理

- ・新たに「働く人の人権」、「災害時における人権」を追加
- ・「性的指向の異なる人の人権」と「性同一性障がい者の人権」をまとめ、「性的少数者の人権」に整理
- ・関心度の低い項目等を「その他の人権」として集約
ただし、「同和問題」、「刑を終えて出所した人の人権」については、関心度は低いものの重要課題のため個別記載

（2）記載順の変更

- ・市民意識調査の関心度の高い項目順に記載（第一次指針は国の強調事項の項目順）

（3）施策の方向について、人権に関する施策のみに限定

- ・各分野における具体的な施策事業については、各分野の個別計画で推進
（例：第一次指針の高齢者の人権における「福祉・介護サービスの充実」は土岐市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で記載されているため、人権指針には記載しない）

（4）指針の構成

- ・①現状と課題、②市民意識調査の結果、③施策の方向、に統一

（5）資料編の簡素化

- ・用語解説については、本文中の脚注として記載
- ・「憲法」や「世界人権宣言」、各種法律などの抜粋については省略